

安全データシート

作成・改訂日:2007年7月19日

1. 製品及び会社情報

製品名 : OC クリーナー No. 300 主剤
 会社名 : 大村塗料株式会社
 住所 : 鳥取県鳥取市千代水3丁目8-7
 担当部門 : 研究開発室
 電話番号 : 0857-28-7881
 F A X 番号 : 0857-28-7716
 緊急連絡先 : 0857-28-7881
 推奨用途及び使用上の制限 : 塗料
 整理番号 : OC11300

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : 引火性液体 区分2
 健康に関する有害性 :

| | | 分類区分 | 危険有害性情報 |
|--------------------|-----------|--------|--------------------------------|
| 急性毒性 | 経口 | 区分5 | 飲み込むと有害のおそれ |
| | 経皮 | 区分5 | 皮膚に接触すると有害のおそれ |
| | 吸入:ガス | 分類対象外 | |
| | 吸入:蒸気 | 区分外 | |
| | 吸入:粉塵、ミスト | 分類できない | |
| 皮膚刺激/腐食性 | | 区分外 | |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | | 区分2 | 重篤な眼への刺激 |
| 呼吸器感作性 | 固体/液体 | 分類できない | |
| | 気体 | 分類できない | |
| 皮膚感作性 | | 分類できない | |
| 生殖細胞変異原性 | | 区分外 | |
| 発ガン性 | | 区分外 | |
| 生殖毒性 | | 区分2 | 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い |
| 特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露) | | 区分1 | 臓器の障害(神経、腎、全身) |
| 特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露) | | 区分2 | 長期にわたる又は反復ばく露による臓器の障害(肝、脾臓、血管) |
| 吸引性呼吸器有害性 | | 分類対象外 | |

環境に関する有害性 :

| | | |
|-------------|--------|--|
| 水生環境有害性(急性) | 分類できない | |
| 水生環境有害性(慢性) | 分類できない | |

ラベル要素 絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険

国、地域情報 : 消防法 危険物 第四類 第一石油類 「火気厳禁」 危険等級II

注意書き :

安全対策 ; 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

取扱中は、皮膚に触れない様に注意し、保護眼鏡（ゴーグル型）、保護手袋、保護マスク、保護衣などの適切な個人用保護具を着用すること。

救急措置；

吸入した場合は、被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けさせること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断／手当てを受けること。

飲み込んだ場合は、吐かせず、口をすすぎ、医師の診断／手当てを受けること。

眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗い、医師の診断／手当てを受けること。

皮膚または髪に付着した時は多量の水と石鹼で洗い、衣類が汚染された時は直ちに全てを取り除いて下さい。

皮膚刺激が生じた時は、医師の診断／手当てを受けること。

汚染された衣類は直ちに脱ぎ、廃棄すること。

暴露または暴露の懸念がある時は、医師の診断／手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。

保管；容器を密栓し、直射日光を避け、熱源から離れた換気の良い場所で、施錠して保管すること。

廃棄；内容物／容器等の製品付着物は関係法令に従って廃棄すること。

3. 組成・成分情報

単一化学物質・混合物の区別：混合物

| 成分名 | CAS No. | 含有量 | 化審法・安衛法 |
|--|---------|--------|---------|
| ホ [°] リアルキルアルコキシシロキサン | | 80～90% | |
| トリメキシラン | | 1～10% | |
| イソ [°] プロ [°] リアルアルコール | 67-63-0 | 1～10% | (2)-207 |

4. 応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡をとりその指示に従う。

[吸入した場合] 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受ける。蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。

[眼に入った場合] 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。できるだけ速く医師の診断を受ける。

[皮膚に付着した場合] 付着物を布にて素早く拭き取る。大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シナーは使用しない。外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、医師の診断を受ける。

[飲み込んだ場合] 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。嘔吐物は飲み込ませない。医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

[応急措置をする者の保護] 救急者は、保護具を着用する（暴露防止措置の注意事項を参照）。

[医師に対する特別注意事項] 直ちに医師の診断を受け、この容器に記載された注意事項またはMSDSを示す。

5. 火災時の措置

消火剤：泡、二酸化炭素、粉末

特定の消火方法：周辺火災の場合；移動可能な場合、容器、梱包および周辺に散水し冷却する。

着火した場合；火元（燃焼源）を断ち適切な消火剤を用いて風上から消火。

消火を行う者の保護：火災により有毒ガスやヒュームが発生するので、適切な呼吸用保護具（送気マスク、自給式呼吸器等）を着用する。

6. 漏出時の措置

関係法令に準拠して作業する。

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置：

作業者は保護具（暴露防止措置及び保護措置の項を参照）を着用し、風上で作業する。

屋内の場合、処理が終わるまで適切な換気を行う。

漏出した場所の周辺にはロープを貼る等して、関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項：漏出物が河川、水路等公共水路に流れ込むのを防止する。

除去方法

：

回収；漏出液は密閉可能な容器にできる限り集める。残留液は土、砂等に吸着させて密閉可能な容器に回収する。回収する時は、火花の出ない器具を用いること。

廃棄；回収した漏出物は廃棄上の注意に従って廃棄する。

二次災害防止策：付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

火気厳禁

漏出した場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。

万一、河川公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

関係法規に準拠して作業する。

取り扱い：容器は注意して取り扱い、開ける。

使用時には飲食しない。

皮膚との接触を避ける。

眼との接触を避ける。

眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。

全ての汚染された衣類は直ちに脱ぐ。

皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水または石鹼水で洗う。

技術的対策：静電気放電に対する予防措置を講ずる。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

電気機器類は防爆型を用いる。

換気の良い場所でのみ使用する。

取扱場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設け、その場所を表示する。

作業中のコンタクトレンズの着用は好ましくない。

適切な保護衣および眼／顔面用の保護具を着用する。

取り扱い後は手洗い、洗眼を十分に行う。

注意事項：取り扱いは換気の良い場所で行う。

局所排気装置の設置された場所で作業する。

保管：法規に従って、耐火構造、危険物施設に保管する。

容器を換気の良い場所で保管する。

冷所で保管する。

熱から離して保管する。

着火源から離して保管する（禁煙）。

容器を密閉して保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策：密閉された装置、機器または局所排気装置を使用して取り扱う。

取扱場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設け、その場所を表示する。

許容濃度：

| | | |
|----------|--------------|--------|
| 管理濃度 | ；イソプロピルアルコール | 400ppm |
| 日本産業衛生学会 | ；イソプロピルアルコール | 400ppm |
| ACGIH | ；イソプロピルアルコール | 400ppm |

保護具：呼吸器の保護具；有機溶剤用マスク。本製品を多量に使用する場合、または密閉空間で使用する場合には、送気式もしくは自給式呼吸器を推奨する。

手の保護具；不浸透性帯電防止手袋

目の保護具；保護眼鏡（ゴーグル型）または保護面。

皮膚及び身体の保護具；帯電防止性能を有する長袖の保護衣および安全靴を推奨する。

9. 物理的及び化学的性質

製品：

形状；液体

色；無色透明

臭い；溶剤臭

密度；1.11

溶解性；水に不溶

イソプロピルアルコール

引火点；16.5℃

爆発限界上限；12.0

爆発限界下限；2.5

10. 安定性及び反応性

安定性：通常の保管及び取り扱いの条件では安定と考えられる。

反応性：知見なし

危険有害な分解生成物：知見なし

11. 有害性情報

経口毒性 LD50 (ラット)

イソプロピルアルコール：4700mg/kg

12. 環境影響情報

製品として：

生体蓄積性；情報なし

13. 廃棄上の注意

この製品及び容器・包装材は安全な方法で廃棄しなければならない。

残余廃棄物：本製品は環境中に放出してはならない。

本製品は排水溝中に空けてはならない。

内部処理の場合：法令に従って、残余廃棄物、製品の包装材を廃棄処理する。

外部委託処理の場合：産業廃棄物処理業者と委託契約を結び、廃棄物の内容を明確にして処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国連分類：クラス3（引火性液体）

国連番号：1263

指針番号：128

容器等級：II

安全対策：保護具、消火器を携帯する。

必要であれば、エアークートを携帯する。

容器に漏れのないことを確認し、落下、転倒、破損がないように積載し、荷崩れ防止を確実にを行う。

消防法、道路法、船舶安全法、航空法の基準に従い積載・運送を行う。

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法の輸送について定めるところに従う。

海上輸送：IMOの定める所に従う。

航空輸送：ICAO/IATAの定める所に従う。

15. 適用法令

消防法：第四類 第一石油類

労働安全衛生法：名称等を表示すべき有害物（施行令第18条）

イソプロピルアルコール

名称等を通知すべき有害物（施行令第 18 条の 2 別表第 9）

イソプロピルアルコール

施行令別表 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号（第 2 種有機溶剤）

毒物及び劇物取締法：該当しない

労働基準法：該当しない

化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）：該当しない

船舶安全法：危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1 引火性液体類

航空法：施行規則第 194 条危険物告示別表第 1 引火性液体

道路法：施行令第 19 条の 13 車両の通行の制限

16. その他

本データシートは、一般的な工業的用途について「製品の適切な取り扱い」を確保するための参考情報として提供するものであり、製造者の保証書ではありません。現時点で信頼し得ると考えられる資料並びに測定等に基づき作成したものです。ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において個々の取り扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さる様お願い致します。

参考文献

日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」

オム社：溶剤ポケットブック

危険防災救急便覧

国際化学物質安全カード（ICSC）

丸善：ガソックス有害物質データブック

中央労働災害防止協会：化学物質の危険・有害便覧

原料メーカー MSDS

ACGIH：Threshold Limit Values for Chemical substances and Physical Agents

安全データシート

作成・改訂日:2007年7月19日

1. 製品及び会社情報

製品名 : OC クリーナー No. 300 硬化剤
 会社名 : 大村塗料株式会社
 住所 : 鳥取県鳥取市千代水3丁目87
 担当部門 : 研究開発室
 電話番号 : 0857-28-7881
 F A X 番号 : 0857-28-7716
 緊急連絡先 : 0857-28-7881
 推奨用途及び使用上の制限 : 塗料用硬化剤
 整理番号 : OC12300

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : 引火性液体 区分1
 健康に関する有害性 :

| | | 分類区分 | 危険有害性情報 |
|--------------------|-----------|--------|---------------------------------------|
| 急性毒性 | 経口 | 区分4 | 飲み込むと有害 |
| | 経皮 | 区分外 | |
| | 吸入:ガス | 分類できない | |
| | 吸入:蒸気 | 区分5 | 吸入すると有害のおそれ |
| | 吸入:粉塵、ミスト | 分類できない | |
| 皮膚刺激/腐食性 | | 分類できない | |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | | 区分2 | 重篤な眼への刺激 |
| 呼吸器感受性 | 固体/液体 | 分類できない | |
| | 気体 | 分類できない | |
| 皮膚感受性 | | 分類できない | |
| 生殖細胞変異原性 | | 分類できない | |
| 発ガン性 | | 分類できない | 発がんのおそれの疑い |
| 生殖毒性 | | 区分1B | 生殖能または胎児への悪影響のおそれ |
| 特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露) | | 区分1 | 臓器の障害(神経、腎、全身、呼吸器、視覚器) |
| 特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露) | | 区分1 | 長期にわたる又は反復ばく露による臓器の障害(脾臓、神経、肝、血管、視覚器) |
| 吸引性呼吸器有害性 | | 分類対象外 | |

環境に関する有害性 :

| | | |
|-------------|--------|--|
| 水生環境有害性(急性) | 区分外 | |
| 水生環境有害性(慢性) | 分類できない | |

ラベル要素 絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険

国、地域情報 : 消防法 危険物 第四類 第一石油類 「火気厳禁」 危険等級II

注意書き :

安全対策 ; 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

取扱中は、皮膚に触れない様に注意し、保護眼鏡（ゴーグル型）、保護手袋、保護マスク、保護衣などの適切な個人用保護具を着用すること。

救急措置；

吸入した場合は、被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けさせること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断／手当てを受けること。

飲み込んだ場合は、吐かせず、口をすすぎ、医師の診断／手当てを受けること。

眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗い、医師の診断／手当てを受けること。

皮膚または髪に付着した時は多量の水と石鹼で洗い、衣類が汚染された時は直ちに全てを取り除いて下さい。

皮膚刺激が生じた時は、医師の診断／手当てを受けること。

汚染された衣類は直ちに脱ぎ、廃棄すること。

暴露または暴露の懸念がある時は、医師の診断／手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。

保管；容器を密栓し、直射日光を避け、熱源から離れた換気の良い場所で、施錠して保管すること。

廃棄；内容物／容器等の製品付着物は関係法令に従って廃棄すること。

3. 組成・成分情報

単一化学物質・混合物の区別：混合物

| 成分名 | CAS No. | 含有量 | 化審法・安衛法 |
|----------------|-----------|--------|----------|
| ジブチル錫ジアセテート | 1067-33-0 | 30% | (2)-2330 |
| テトラ-イ-プロポキシシタン | 546-68-9 | 1~10% | (2)-2150 |
| メチルアルコール | 67-56-1 | 10~20% | (2)-201 |
| イソプロピルアルコール | 67-63-0 | 10~20% | (2)-207 |

4. 応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡をとりその指示に従う。

[吸入した場合] 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受ける。蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。

[眼に入った場合] 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。

できるだけ速く医師の診断を受ける。

[皮膚に付着した場合] 付着物を布にて素早く拭き取る。大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シナーは使用しない。外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、医師の診断を受ける。

[飲み込んだ場合] 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。嘔吐物は飲み込ませない。医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

[応急措置をする者の保護] 救急者は、保護具を着用する（暴露防止措置の注意事項を参照）。

[医師に対する特別注意事項] 直ちに医師の診断を受け、この容器に記載された注意事項またはMSDSを示す。

5. 火災時の措置

消火剤：泡、二酸化炭素、粉末

特定の消火方法：周辺火災の場合；移動可能な場合、容器、梱包および周辺に散水し冷却する。
着火した場合；火元（燃焼源）を断ち適切な消火剤を用いて風上から消火。

消火を行う者の保護：火災により有毒ガスやヒュームが発生するので、適切な呼吸用保護具（送気マスク、自給式呼吸器等）を着用する。

6. 漏出時の措置

関係法令に準拠して作業する。

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置：

作業者は保護具（暴露防止措置及び保護措置の項を参照）を着用し、風上で作業する。
屋内の場合、処理が終わるまで適切な換気を行う。

漏出した場所の周辺にはロープを貼る等して、関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項：漏出物が河川、水路等公共水路に流れ込むのを防止する。

除去方法

：
回収；漏出液は密閉可能な容器にできる限り集める。残留液は土、砂等に吸着させて密閉可能な容器に回収する。回収する時は、火花の出ない器具を用いること。

廃棄；回収した漏出物は廃棄上の注意に従って廃棄する。

二次災害防止策：付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

火気厳禁

漏出した場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。

万一、河川公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

関係法規に準拠して作業する。

取り扱い：容器は注意して取り扱い、開ける。

使用時には飲食しない。

皮膚との接触を避ける。

眼との接触を避ける。

眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。

全ての汚染された衣類は直ちに脱ぐ。

皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水または石鹼水で洗う。

技術的対策：静電気放電に対する予防措置を講ずる。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

電気機器類は防爆型を用いる。

換気の良い場所でのみ使用する。

取扱場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設け、その場所を表示する。

作業中のコンタクトレンズの着用は好ましくない。

適切な保護衣および眼／顔面用の保護具を着用する。

取り扱い後は手洗い、洗眼を十分に行う。

注意事項：取り扱いは換気の良い場所で行う。

局所排気装置の設置された場所で作業する。

保管：法規に従って、耐火構造、危険物施設に保管する。

容器を換気の良い場所で保管する。

冷所で保管する。

熱から離して保管する。

着火源から離して保管する（禁煙）。

容器を密閉して保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策：密閉された装置、機器または局所排気装置を使用して取り扱う。

取扱場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設け、その場所を表示する。

許容濃度：

| | 管理濃度 | 日本産業衛生学会 | ACGIH |
|-------------|--------|----------|--------|
| メチルアルコール | 200ppm | 200ppm | 200ppm |
| イソプロピルアルコール | 400ppm | 400ppm | 400ppm |

保護具：呼吸器の保護具；有機溶剤用マスク。本製品を多量に使用する場合、または密閉空間で使用する場合には、送気式もしくは自給式呼吸器を推奨する。

手の保護具 ; 不浸透性帯電防止手袋
 目の保護具 ; 保護眼鏡（ゴーグル型）または保護面。
 皮膚及び身体の保護具 ; 帯電防止性能を有する長袖の保護衣および安全靴を推奨する。

9. 物理的及び化学的性質

製品 :

形状 ; 液体
 色 ; 淡黄色透明
 臭い ; 溶剤臭
 密度 ; 0.98
 溶解性 ; 水に不溶

| | 引火点 | 爆発限界上限 (%) | 爆発限界下限 (%) |
|-------------|-------|------------|------------|
| メチルアルコール | 14℃ | 36.5 | 6.7 |
| イソプロピルアルコール | 16.5℃ | 12.0 | 2.5 |

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の保管及び取り扱いの条件では安定と考えられる。
 反応性 : 知見なし
 危険有害な分解生成物 : 知見なし

11. 有害性情報

経口毒性 LD50 (ラット)
 メチルアルコール : 5628mg/kg
 イソプロピルアルコール : 4700mg/kg

12. 環境影響情報

製品として :
 生体蓄積性 ; 情報なし

13. 廃棄上の注意

この製品及び容器・包装材は安全な方法で廃棄しなければならない。
 残余廃棄物 : 本製品は PRTR 法第一種指定化学物質を含有する。
 本製品は環境中に放出してはならない。
 本製品は排水溝中に空けてはならない。
 内部処理の場合 : 法令に従って、残余廃棄物、製品の包装材を廃棄処理する。
 外部委託処理の場合 : 産業廃棄物処理業者と委託契約を結び、廃棄物の内容を明確にして処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国連分類 : クラス 3 (引火性液体)
 国連番号 : 1263
 指針番号 : 128
 容器等級 : II
 安全対策 : 保護具、消火器を携帯する。
 必要であれば、イソカードを携帯する。
 容器に漏れないことを確認し、落下、転倒、破損がないように積載し、荷崩れ防止を確実に行う。
 消防法、道路法、船舶安全法、航空法の基準に従い積載・運送を行う。
 陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法の輸送について定めるところに従う。
 海上輸送 : IMO の定める所に従う。
 航空輸送 : ICAO/IATA の定める所に従う。

1 5. 適用法令

- 消防法 : 第四類 第一石油類
- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき有害物 (施行令第 18 条)
 メチルアルコール、イソプロピルアルコール
 名称等を通知すべき有害物 (施行令第 18 条の 2 別表第 9)
 ジブチル錫ジアセテート、メチルアルコール、イソプロピルアルコール
 施行令別表 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号 (第 2 種有機溶剤)
- 毒物及び劇物取締法 : メチルアルコール
- 労働基準法 : 別表第 1 の 2 第 4 号疾病化学物質
 メチルアルコール
- 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法) : 第 1 種指定化学物質 : ジブチル錫ジアセテート (政令番号 176)
- 船舶安全法 : 危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1 引火性液体類
- 航空法 : 施行規則第 194 条危険物告示別表第 1 引火性液体
- 道路法 : 施行令第 19 条の 13 車両の通行の制限

1 6. その他

本データシートは、一般的な工業的用途について「製品の適切な取り扱い」を確保するための参考情報として提供するものであり、製造者の保証書ではありません。現時点で信頼し得ると考えられる資料並びに測定等に基づき作成したものです。ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において個々の取り扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さる様お願い致します。

参考文献

- 日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」
- ホーム社：溶剤ポケットブック
- 危険防災救急便覧
- 国際化学物質安全カード (ICSC)
- 丸善：ザックス有害物質データブック
- 中央労働災害防止協会：化学物質の危険・有害便覧
- 原料メーカー MSDS
- ACGIH: Threshold Limit Values for Chemical substances and Physical Agents

安全データシート

作成・改訂日:2007年7月19日

1. 製品及び会社情報

製品名 : OCNo. 302 シナー
 会社名 : 大村塗料株式会社
 住所 : 鳥取県鳥取市千代水3丁目87
 担当部門 : 研究開発室
 電話番号 : 0857-28-7881
 F A X 番号 : 0857-28-7716
 緊急連絡先 : 0857-28-7881
 推奨用途及び使用上の制限 : 塗料用希釈剤
 整理番号 : OC00302

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : 引火性液体 区分1
 健康に関する有害性 :

| | | 分類区分 | 危険有害性情報 |
|--------------------|------------|--------|--|
| 急性毒性 | 経口 | 区分5 | 飲み込むと有害のおそれ |
| | 経皮 | 区分4 | 皮膚に接触すると有害 |
| | 吸入: ガス | 分類対象外 | |
| | 吸入: 蒸気 | 区分4 | 吸入すると有害 |
| | 吸入: 粉塵、ミスト | 分類できない | |
| 皮膚刺激/腐食性 | | 区分2 | 皮膚刺激 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | | 区分2 | 重篤な眼への刺激 |
| 呼吸器感受性 | 固体/液体 | 分類できない | |
| | 気体 | 分類できない | |
| 皮膚感受性 | | 分類できない | |
| 生殖細胞変異原性 | | 区分外 | |
| 発ガン性 | | 区分外 | |
| 生殖毒性 | | 区分1B | 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い |
| 特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露) | | 区分1 | 臓器の障害(血液、肝、腎、神経、全身、呼吸器) |
| 特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露) | | 区分1 | 長期にわたる又は反復ばく露による臓器の障害(血液、脾臓、血管、肝、呼吸器、神経) |
| 吸引性呼吸器有害性 | | 分類対象外 | |

環境に関する有害性 :

| | | |
|-------------|--------|---------|
| 水生環境有害性(急性) | 区分3 | 水生生物に有害 |
| 水生環境有害性(慢性) | 分類できない | |

ラベル要素 絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険
 国、地域情報 : 消防法 危険物 第四類 第一石油類 「火気厳禁」 危険等級II
 注意書き :

安全対策 ; 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

取扱中は、皮膚に触れない様に注意し、保護眼鏡（ゴーグル型）、保護手袋、保護マスク、保護衣などの適切な個人用保護具を着用すること。

救急措置；

吸入した場合は、被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けさせること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断／手当てを受けること。

飲み込んだ場合は、吐かせず、口をすすぎ、医師の診断／手当てを受けること。

眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗い、医師の診断／手当てを受けること。

皮膚または髪に付着した時は多量の水と石鹸で洗い、衣類が汚染された時は直ちに全てを取り除いて下さい。

皮膚刺激が生じた時は、医師の診断／手当てを受けること。

汚染された衣類は直ちに脱ぎ、廃棄すること。

暴露または暴露の懸念がある時は、医師の診断／手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。

保管；容器を密栓し、直射日光を避け、熱源から離れた換気の良い場所で、施錠して保管すること。

廃棄；内容物／容器等の製品付着物は関係法令に従って廃棄すること。

3. 組成・成分情報

単一化学物質・混合物の区別：混合物

| 成分名 | CAS No. | 含有量 | 化審法・安衛法 |
|--------------------|-----------|--------|---------|
| イソプロピルアルコール | 67-63-0 | 80～90% | (2)-207 |
| キシレン | 1330-20-7 | 6.5% | (3)-3 |
| エチルベンゼン | 100-41-4 | 3.5% | (3)-28 |
| エチレングリコールモノブチルエーテル | 111-76-2 | 10～20% | (2)-407 |

4. 応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡をとりその指示に従う。

[吸入した場合] 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受ける。蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。

[眼に入った場合] 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。

できるだけ速く医師の診断を受ける。

[皮膚に付着した場合] 付着物を布にて素早く拭き取る。大量の水及び石鹸又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シナーは使用しない。外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、医師の診断を受ける。

[飲み込んだ場合] 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。嘔吐物は飲み込ませない。医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

[応急措置をする者の保護] 救急者は、保護具を着用する（暴露防止措置の注意事項を参照）。

[医師に対する特別注意事項] 直ちに医師の診断を受け、この容器に記載された注意事項またはMSDSを示す。

5. 火災時の措置

消火剤：泡、二酸化炭素、粉末

特定の消火方法：周辺火災の場合；移動可能な場合、容器、梱包および周辺に散水し冷却する。
着火した場合；火元（燃焼源）を断ち適切な消火剤を用いて風上から消火。

消火を行う者の保護：火災により有毒ガスやヒュームが発生するので、適切な呼吸用保護具（送気マスク、自給式呼吸器等）を着用する。

6. 漏出時の措置

関係法令に準拠して作業する。

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置：

作業者は保護具（暴露防止措置及び保護措置の項を参照）を着用し、風上で作業する。
 屋内の場合、処理が終わるまで適切な換気を行う。

漏出した場所の周辺にはロープを貼る等して、関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項：漏出物が河川、水路等公共水路に流れ込むのを防止する。

除去方法

： 回収；漏出液は密閉可能な容器にできる限り集める。残留液は土、砂等に吸着させて密閉可能な容器に回収する。回収する時は、火花の出ない器具を用いること。

廃棄；回収した漏出物は廃棄上の注意に従って廃棄する。

二次災害防止策：付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

火気厳禁

漏出した場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。

万一、河川公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

関係法規に準拠して作業する。

取り扱い：容器は注意して取り扱い、開ける。

使用時には飲食しない。

皮膚との接触を避ける。

眼との接触を避ける。

眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。

全ての汚染された衣類は直ちに脱ぐ。

皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水または石鹼水で洗う。

技術的対策：静電気放電に対する予防措置を講ずる。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

電気機器類は防爆型を用いる。

換気の良い場所でのみ使用する。

取扱場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設け、その場所を表示する。

作業中のコンタクトレンズの着用は好ましくない。

適切な保護衣および眼／顔面用の保護具を着用する。

取り扱い後は手洗い、洗眼を十分に行う。

注意事項：取り扱いは換気の良い場所で行う。

局所排気装置の設置された場所で作業する。

保管：法規に従って、耐火構造、危険物施設に保管する。

容器を換気の良い場所で保管する。

冷所で保管する。

熱から離して保管する。

着火源から離して保管する（禁煙）。

容器を密閉して保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策：密閉された装置、機器または局所排気装置を使用して取り扱う。

取扱場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設け、その場所を表示する。

許容濃度：

| | 管理濃度 | 日本産業衛生学会 | ACGIH |
|--------------------|----------|----------|--------|
| イソプロピルアルコール | 400ppm | 400ppm | 400ppm |
| キシレン | 100ppm | 100ppm | 100ppm |
| エチルベンゼン | 設定されていない | 100ppm | 100ppm |
| エチレングリコールモノブチルエーテル | 25ppm | 設定されていない | 25ppm |

保護具 : 呼吸器の保護具 ; 有機溶剤用マスク。本製品を多量に使用する場合、または密閉空間で使用する場合には、送気式もしくは自給式呼吸器を推奨する。

手の保護具 ; 不浸透性帯電防止手袋

目の保護具 ; 保護眼鏡 (ゴーグル型) または保護面。

皮膚及び身体の保護具 ; 帯電防止性能を有する長袖の保護衣および安全靴を推奨する。

9. 物理的及び化学的性質

製品 :

形状 ; 液体

引火点 : 13.7°C

色 ; 無色透明

発火点 : 238°C以上

臭い ; 溶剤臭

密度 ; 0.80

溶解性 ; 水に溶解する。種々の有機溶剤と自由に混合する。

| | 引火点 | 爆発限界上限 (%) | 爆発限界下限 (%) |
|---------------------|--------|------------|------------|
| イソプロピルアルコール | 16.5°C | 12.0 | 2.5 |
| キシレン | 25°C | 7.8 | 1.0 |
| エチルベンゼン | 24°C | 7.8 | 1.0 |
| エチレンジグリコールモノブチルエーテル | 67°C | 12.7 | 1.1 |

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の保管及び取り扱いの条件では安定と考えられる。

反応性 : 知見なし

危険有害な分解生成物 : 知見なし

11. 有害性情報

経口毒性 LD50 (ラット)

イソプロピルアルコール : 4700mg/kg

キシレン : 4300mg/kg

エチルベンゼン : 3500mg/kg

エチレンジグリコールモノブチルエーテル : 470mg/kg

12. 環境影響情報

製品として :

生体蓄積性 ; 情報なし

13. 廃棄上の注意

この製品及び容器・包装材は安全な方法で廃棄しなければならない。

残余廃棄物 : 本製品は PRTR 法第一種指定化学物質を含有する。

本製品は環境中に放出してはならない。

本製品は排水溝中に空けてはならない。

内部処理の場合 : 法令に従って、残余廃棄物、製品の包装材を廃棄処理する。

外部委託処理の場合 : 産業廃棄物処理業者と委託契約を結び、廃棄物の内容を明確にして処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国連分類 : クラス 3 (引火性液体)

国連番号 : 1263

指針番号 : 128

容器等級 : II

安全対策 : 保護具、消火器を携帯する。

必要であれば、エアカードを携帯する。

容器に漏れのないことを確認し、落下、転倒、破損がないように積載し、荷崩れ防止を確実に行う。

消防法、道路法、船舶安全法、航空法の基準に従い積載・運送を行う。

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法の輸送について定めるところに従う。

海上輸送：IMO の定める所に従う。

航空輸送：ICAO/IATA の定める所に従う。

1 5. 適用法令

- 消防法：第四類 第一石油類
 労働安全衛生法：名称等を表示すべき有害物（施行令第 18 条）
 イソプロピルアルコール、キシレン、エチレングリコールモノブチルエーテル
 名称等を通知すべき有害物（施行令第 18 条の 2 別表第 9）
 イソプロピルアルコール、キシレン、エチルベンゼン、エチレングリコールモノブチルエーテル
 施行令別表 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号（第 2 種有機溶剤）
 毒物及び劇物取締法：キシレン
 労働基準法：別表第 1 の 2 第 4 号疾病化学物質
 キシレン
 化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）：キシレン（政令番号 63）
 ：エチルベンゼン（政令番号 40）
 船舶安全法：危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1 引火性液体類
 航空法：施行規則第 194 条危険物告示別表第 1 引火性液体
 道路法：施行令第 19 条の 13 車両の通行の制限

1 6. その他

本データシートは、一般的な工業的用途について「製品の適切な取り扱い」を確保するための参考情報として提供するものであり、製造者の保証書ではありません。現時点で信頼し得ると考えられる資料並びに測定等に基づき作成したものです。ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において個々の取り扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さる様お願い致します。

参考文献

- 日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」
 オム社：溶剤ポケットブック
 危険防災救急便覧
 国際化学物質安全カード（ICSC）
 丸善：サックス有害物質データベース
 中央労働災害防止協会：化学物質の危険・有害便覧
 原料メーカー MSDS
 ACGIH：Threshold Limit Values for Chemical substances and Physical Agents